

# 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

## (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人御靈神社保育園（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規程において、役員とは、次の各号に掲げる定義の定めるところによる。

- (1) 役員とは、この法人の定款第15条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議委員とは、この法人の定款第5条に定める評議委員をいう。
- (3) 委員とは、この法人の定款第6条2項に定める者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受けける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

- 第 3 条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、報酬等を支給することができる。

## (報酬等の額の決定)

第 4 条 法人の役員及び評議委員、委員の報酬は無償とする。

## (費用弁償)

第 5 条 この法人は、役員及び評議員、委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 この法人の役員及び評議員、委員には、自宅から開催場所までの公共機関による往復の交通費を開催時に通貨で支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込んで支払うことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第 7 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て別に定めるものとする。

附 則

1、この規程は、平成 29 年 6 月 20 日(定時評議委員会の議決日)から施工する。